

北海道告示第10903号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年6月27日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管 その6)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 北海道子ども・子育て支援交付金 子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に対し、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、予算の範囲内で交付する。</p>	市町村		<p>(1)及び(4)エを除き3分の1以内 (寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
(1) 利用者支援事業		利用者支援事業の実施に必要な経費	<p>6分の1以内 (寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附</p>					

			金その他の収入金の控除等を行う。)					
(2) 延長保育事業		延長保育事業の実施に必要な経費						
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業		実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費						
(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
ア 新規参入施設等への巡回支援		新規参入施設等への巡回支援の実施に必要な経費						
イ 認定こども園特別支援教育・保育経費		認定こども園特別支援教育・保育経費の実施に必要な経費						
ウ 地域における小学校就学前の子どもを対象として多様な集団活動事業		地域における小学校就学前の子どもを対象として多様な集団活動事業の実施に必要な経費						
エ 多子世帯保育料負担軽減支援		多子世帯保育料負担軽減支援の実施に必要な経費	4分の1以内 (寄附金その					

			他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
(5) 放課後児童健全育成事業								
ア 放課後児童健全育成事業(特定分)								
(ア) 放課後児童健全育成事業		放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）						
(イ) 放課後子ども環境整備事業		放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費						
(ウ) 放課後児童クラブ支援事業		放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費						
イ 放課後児童健全育成事業(一般分)								
(ア) 放課後児童支援員等処遇等事業		放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な						

		経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）						
(イ) 障害児受入強化推進事業		障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費						
(ウ) 小規模放課後児童クラブ支援事業		小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費						
(エ) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業		放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費						
(オ) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業		放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費						
(カ) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業		放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業の実施に必要な経費						
ウ 放課後児童育成事業（その他分）								

(7) 放課後児童 支援員キャリア アップ処遇 改善事業		放課後児童支援 員キャリアアップ 処遇改善事業の実 施に必要な経費(給 料、職員手当(時 間外勤務手当、期 末勤勉手当、通勤 手当)、共済費(社 会保険料)、賃金、 委託料及び補助金)						
(6) 子育て短期支援 事業		子育て短期支援 事業の実施に必要 な経費						
(7) 乳児家庭全戸訪 問事業		乳児家庭全戸訪 問事業の実施に必 要な経費						
(8) 養育支援訪問事 業		養育支援訪問事 業の実施に必要な 経費						
(9) 子どもを守る地 域ネットワーク機 能強化事業		子どもを守る地 域ネットワーク機 能強化事業の実施 に必要な経費						
(10) 地域子育て支援 拠点事業		地域子育て支援 拠点事業の実施に 必要な経費						
(11) 一時預かり事業		一時預かり事業 の実施に必要な経						

		費							
	ア 一時預かり事業 (一般分)								
	イ 一時預かり事業 (その他分)								
(12)	病児保育事業	病児保育事業の 実施に必要な経費							
	ア 病児保育事業 (特定分、一般分 ・事業費)								
	イ 病児保育事業 (特定分・低所得 者減免分加算)								
(13)	子育て援助活動 支援事業（ファミ リー・サポート・ センター事業）	子育て援助活動 支援事業（ファミ リー・サポート・ センター事業）の 実施に必要な経費							
(14)	利用者支援事 業、延長保育、放 課後児童健全育成 事業、子育て短期 支援事業、乳児家 庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事 業、地域子育て支 援拠点事業、一時 預かり事業、病児	新型コロナウイルス 感染症対策臨 時休業時特別開所 支援事業等の実施 に必要な経費（飲 食物費を除く。）							

<p>保育事業、子育て 援助活動支援事業 (ファミリー・サ ポート・センター 事業) (特例措置分)</p>								
<p>2 認定こども園施設整備事業 子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的として、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に要する経費について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分、幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の施設の整備に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費、実施設計に要する費用、解体撤去に要する工事費又は工事請負費、仮設施設整備に要する賃借料及び工事費又は工事請負費、幼稚園型認定こども園の防犯対策に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費、実施設計に要する費用</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第468号様式 保福第469号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第468号様式 保福第470号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部社会福祉課</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>3 生活衛生関係営業対策事業費補助金</p>	<p>公益財団法人 北海道生活</p>	<p>生活衛生関係営業対策事業の実施</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の18号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示す</p>		

<p>生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>衛生営業指導センター</p>	<p>に必要な経費のうち次に掲げるもの</p> <p>1 人件費 (経営指導員及び事務職員に対する職員基本給(職員俸給、扶養手当、地域手当)、職員諸手当(住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当)、超過勤務手当、福利厚生費(厚生年金保険料、健康保険料、労働者災害補償保険料、雇用保険料、介護保険料、子ども・子育て拠出金及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金)に係る事業主負担分及び非常勤経営指導員手当)</p> <p>2 事業費 (賃金、報償費(謝金等)、旅費(交通費、日当、宿泊費等)、需要費(消</p>	<p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除を行う。)</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式別に指示する様式</p>	<p>提出先 る日 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課</p>	
---	-------------------	--	---	---	---	---	--

		<p>耗品費及び印刷製本費、光熱水費（当該事業に要した料金を算出できる場合）等）、食糧費（会議に伴う必要最低限の茶菓弁当代等）、役務費（通信運搬費、広告料及び手数料等）、使用料及び賃借料（会場借上料、リース料等）、委託料、備品購入費（事業遂行上必要でありリースになじまない物品に限る。))</p>					
<p>4 生活困窮者自立支援機能強化事業費補助金 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる生活や住まい等に関する支援のうち生活困窮者自立支援の機能強化について、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施することを目的として、予算の範囲以内で交付する。</p>	<p>市又は福祉事務所を設置する町村</p>	<p>市、福祉事務所設置町村が行う生活困窮者自立支援の機能強化事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（雑</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第489号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第489号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>	

		役務費、通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金 ただし、市又は福祉事務所を設置する町村の正規職員の人件費(給料、職員手当等、共済費)は対象外					
5 PCR等検査無料化推進事業費補助金 (1) ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業 健康上の理由等により、新型コロナウイルスワクチンを接種できない者のうち、感染症の症状が出ていない者(以下「無症状者」という。)が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際して、ワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認する民間の取	1 医療機関 2 衛生検査所 3 薬局 4 ワクチン・検査パッケージ制度等の登録を受けた事業者 5 市町村	1 ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業及び感染拡大傾向時の一般検査事業 ・無料検査に係る検査キット原価等(検査キット代、検体採取容器代、包装費、検査費用(PCR検査等の場合)、結果通知費用(PCR検査等を検体採取場所以外で実施する場合)、検体管理費用(PCR検査等を検体採取場所以外	10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の15号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課	

組みにおいて必要な検査に要する費用を無料とするため、実施事業者に対して補助等する事業

(2) 感染拡大傾向時の一般検査事業

感染リスクが高い環境にある等により感染不安を感じる住民のうち、無症状者が、知事の検査受検要請に応じて受検した検査に要する費用を無料とするため、実施事業者に対して補助等する事業

(3) 検査体制整備支援事業

(1)及び(2)の事業の開始に当たっての初期投資等、検査実施に当たり必要な検査体制整備等のために実施事業者に対し補助等する事業

で実施する場合)、往復送料(復路送料はPCR検査等を検体採取場所以外で実施する場合)、製造・検査拠点における販売管理費等
・無料検査を実施する上での各種経費

2 検査体制整備支援事業

検査実施に当たり必要な検査体制整備等に要する次の経費

(1)体制整備に必要な設備工事費用

(2)検査場所を借り上げた際の賃料

(3)検査機器のリース料

(4)検査のために購入した備品、消耗品

(5)その他知事が特に認めた経費

なお、以下については、対象外経費とする。

・消耗品のうち、通常の業務でも使用するもの

		(手袋、マスク、消毒液等) ・職員の人件費 ・用地の取得費 ・補助事業等の実施との関連が認められない費用						
6	新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設運営事業 新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設運営事業は、軽症者等について、宿泊療養を行う場合、健康管理、宿泊療養が可能な施設等の確保、宿泊施設における運営等を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。	地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市	新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設運営事業の実施に必要な賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需費費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（原則、リースで対応すること）、補助及び交付金、往診等に要する経費	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第475号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第475号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策課 宿泊療養係	
7	新型コロナウイルス感染症重症者対応体制確保事業費補助金 新型コロナウイルス感染症の重症者の治療を行うために必要な医療機器（人工呼吸器及	新型コロナウイルス感染症重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った医	新型コロナウイルス感染症重症患者の治療を行うために必要な医療機器（人工呼吸器、体外式膜型人工肺）を正しく扱える知	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する書類	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策課 感染症対策課	

<p>び体外式膜型人工肺)を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者を医療機関に派遣する費用に対し補助することにより、新型コロナウイルス感染症重症患者に対応可能な医療提供体制を確保することを目的とする。</p>	<p>師等医療従事者の派遣を行う医療機関</p>	<p>識を持った医師等医療従事者の派遣に要する経費(賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料)</p>	<p>り、当該寄附金その他の収入金を控除を行う。)を行う。</p>					
<p>8 北海道新型コロナウイルスワクチン職域接種促進事業 新型コロナウイルスワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、企業や大学等の職域(学校等を含む。)単位でワクチン接種をする企業や大学等に補助金を交付することによりワクチン接種を促進することを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>		<p>職域会場の設置、運営に係る経費のうち、国が都道府県による大規模接種会場の設置等に対して行う支援(賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需要費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金)と同等の経費</p>		<p>(1)実績による交付申請を行わない場合 ・保福第1の2号様式 ・新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業における職域接種の事業計画書 ・保福第1の16号様式 ・保福第1の18号様式 ・保福第1の20号様式 ・保福第1の32号様式 ・その他交付要綱において別に指示する書類 (2)実績による交付申請を行う場合 ・保福第1の2号様式 ・保福第1の30号様式 ・保福第1の31号様式 ・新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業における職域接種の実績報告書 ・その他交付要綱において別に指示する書類</p>	<p>実績による交付申請を行う場合 ・保福第1の2号様式 ・保福第1の30号様式 ・保福第1の31号様式 ・新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業における職域接種の実績報告書 ・その他交付要綱において別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策課 局感染症対策課</p>	<p>実績による交付申請を行う場合は実績報告書を要さない。</p>	

<p>(1) 職域追加接種（3回目接種）会場での接種</p>	<p>職域接種（令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）の職域接種に係る職域接種の開始について」に規定する接種を指す。）のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のもを実施する者であって、以下の条件に該当する者</p> <p>1 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、統合型健保</p>	<p>10分の10以内</p> <p>（職域接種会場における総接種回数×1,500円を上限とする実支出額）</p>				
--------------------------------	---	---	--	--	--	--

	<p>組合、業界団体等複数 の企業で構 成される団 体を事務局 として共同 実施するも の</p> <p>2 大学、短 期大学、高 等専門学校、 専門学校(以 下「大学等」 という。)の 職域接種で 所属の学生 も対象とし 、文部科学 省が別に 定める地域 貢献の基準 を満たすも の</p>					
<p>(2) 職域初回接種会場 での接種</p>	<p>職域接種(令 和3年6月1 日付け厚生 労働省健康 局健康課予 防接種室事 務連絡「新 型コロナワ クチンの職 域接種の開 始について 」に規定す る接種を指</p>	<p>10分の10以内</p> <p>(職域接種会 場における 総接種回数 ×1,000円を 上限とする 実支出額)</p>				

す。)のうち
外部の医療機
関が出張して
実施する形態
のもを実施す
る者であって、
以下の条件に
該当する者

- 1 中小企業
が商工会議
所、統合型
健保組合、
業界団体、等
複数の企業
で構成され
る団体を事
務局として
共同実施す
るもの
- 2 大学等の
職域接種で
所属の学生
も対象とし、
文部科学省
が別に定め
る地域貢献
の基準を満
たすもの